

「見てビックリ!!」にならないために



労働条件は書面で明示・確認を!!

労働条件は書面で明示

労働契約を結ぶ際には、労働条件を書面で明示することが義務付けられています。また書面の交付以外にもFAX・メール・SNS等による方法でも可能です。職場でのトラブルを防止するために、雇う人も雇われる人も「**書面でキッチリ見て確認!**」

36協定の届出はお済みですか?

時間外労働・休日労働を行わせるためには、会社と従業員代表との間で**36(サ) 協定**を締結し労基署へ届け出る必要があります。また、働き方改革関連法の成立により、時間外・休日労働の時間数に上限が設けられました。**36協定の内容も確認しましょう。**

 厚生労働省 奈良労働局

奈良労働局

3月は「労働条件の明示・確認月間」です

職場のトラブルなど労働問題のご相談窓口

奈良労働局 総合労働相談コーナー	☎0742-32-0202
奈良総合労働相談コーナー	☎0742-85-6437
葛城総合労働相談コーナー	☎0745-40-4500
桜井総合労働相談コーナー	☎0744-42-6901
大淀総合労働相談コーナー	☎0747-52-0261
奈良県 中小企業労働相談所	☎0120-450-355

労働条件相談ほっとライン(平日の夜間・土日の日中)
☎0120-811-610

本月間についてのお問い合わせ先

奈良労働局 労働基準部 監督課 ☎0742-32-0204

 奈良県

<https://www.pref.nara.jp/21272.htm>

